

審査委員

松井 顧問官

潮 顧問官

深井 顧問官

大島 顧問官

泉二 顧問官

百武 顧問官

國務大臣

小磯 内閣總理大臣

大達 内務大臣

説明員

三浦 法制局長官

佐藤 法制局參事官

官内 法制局參事官

山崎 内務次官

灘尾 内務省地方局長

高橋 内務省人事課長

吉富 内務省總務課長

加藤 内務事務官

堀江書記官長
諸橋書記官
高辻書記官

(午前十時三十分開會)

窪田審査委員長開會ヲ宣ス

潮委員ヨリ

(一) 地方行政ノ自立態勢ハ行政ノ分裂ト生活ノ不均衡ヲ齎スノ虞アリ然ラバ之ニ相伴ッ

于中央政府ノ全體的企畫統制ヲ強化スルノ要アリトシ政府ノ所見ヲ求メ大達内務大臣ヨリ空襲ノ激化ニ伴ヒ交通通信ノ機能不充分ナルニ至ルハ當然念慮セラルル所ナレバ現下ノ戰局上早キニ及ニテ各地域ニ於ケル自活自戰ノ態勢ヲ整フルノ必要アリ之ガ爲ニハ食糧ノ準備工場ノ疎開等ニ依リ自然的條件ヲ或程度緩和スルト共ニ各地方廳ノ連絡ヲ緊密ニシ從テ地方行政協議會ノ運用ノ強化ヲ圖ルホト肝要ナリ尤モ之ヲ極度ニス

ルトキハ却テ戦力自體ヲ低下シ地方行政ヲ
弱化スルノ懸念アルガ故ニ現行ノ機構ヲ基
トシ其ノ範圍ニ於テ有效ナル措置ヲ講ゼン
トスル旨

(二) 地方行政協議會ノ區域ニ付訊シ大達内務
大臣ヨリ同區域ハ沿革上地方長官ノ聯絡協
議會ノ地區ヲ繼承シタルモノナルガ經濟上
ノ取引交通上ノ關係ヨリ見テ檢討ノ餘地ナ
シトセザルモ未ダ之ニ代ルベキ適案ヲ得ザ
ル旨

(三) 地方行政協議會長タル長官ガ其ノ區域内
ノ地方長官ニ對シテ有スル指示ノ權ヲ指揮
ニ改メタル理由及其ノ權能ノ實効性如何ヲ
問ヒ大達内務大臣ヨリ地方行政協議會長ガ
管内行政ノ統一推進ヲ圖ルコトトシタルニ
伴ヒ其ノ地位ヲ明カナラシムル爲指示ヲ指
揮ニ改メタルモノニシテ運用上指示乃至指
揮ノ實例ナキモ地方行政協議會長ガ強力ニ
其ノ職能ヲ果シ得ル様努力シタキ旨

(四) 地方行政協議會長タル廳府縣長官ノ任命

ニ關スル發案者ヲ問ヒ小磯内閣總理大臣及
大達内務大臣ヨリ同會長モ廳府縣長官ナレ
バ内務行政ノ責任者ナル内務大臣之ガ任命
方ヲ發案シ其ノ進言ニ基キ内閣總理大臣ニ
於テ慎重ニ考慮シ内務大臣ト協議ノ上適當
ナリト認ムレバ親任官ナルガ故ニ内閣總理
大臣ヨリ内奏スベキ旨

(五) 近時工員ノ生産熱意低ク學徒ノ思想惡化
シ民心ノ趨向憂慮スベキモノアリトシ當局
ノ所見ヲ求メ小磯内閣總理大臣ヨリ巷間ノ

實況ニ關シ自ラ見聞ニツツアル所ナルガ速
ニ民心ヲ安定セシムル方途ヲ講ジ之ヲ實施
ニ移スベキ旨 夫々答辯アリ

深井委員ヨリ

(一) 戰時行政職權特例第六條第二項ニ關シ都
廳府縣長官ガ内閣總理大臣ノ指揮監督ヲ受
クルハ中央ニ於テ内務大臣ノ管理ニ屬スル
事務ニ關シテモ然ルカヲ問ヒ三浦法制局長
官ヨリ第六條第二項但書ニ依リ内務行政ニ
付テハ内務大臣ノ指揮監督ヲ受クルモノナ

ル旨

(二) 地方行政協議會長ト軍司令官及鎮守府司令長官トノ連繫ニ付テノ法的規整ヲ問ヒ三浦法制局長官ヨリ別ニ法令上ノ根據ヲ置カザルモ政府ニ於テ決シタル方針ニ即シ各廳ニ對スル訓令ニ依リ措置ニ在ル旨 夫々答辯アリ

泉ニ委員ヨリ戰時行政職權特例第六條ニ關シ地方行政協議會令第四條所定ノ各官衙ノ主管大臣ノ指揮權ト地方行政協議會長ノ指揮權ト

ノ衝突ニ付訊ス所アリ大達内務大臣及三浦法制局長官ヨリ各主管大臣ハ各官衙自體ノ事務ヲ指揮シ地方行政協議會長ハ管下行政ノ統一推進ニ關シ必要アルトキ指揮ヲ爲スモノナレバ其ノ間齟齬ヲ來スコトナカルベキモ萬一之ヲ生ジタル際ハ同條第二項ノ内閣總理大臣ノ指揮監督權ニ依リ更ニ進デハ第一條ノ指示權ニ依リ之ガ調整ヲ圖ルベキ旨答辯アリ
百武委員ヨリ本年一月十二日閣議決定緊急措置要綱(本件参照)ハ防衛ト一般行政トノ吻合ヲ

圖ルモノニシテ結局之ヲ以テ戒嚴令ノ實績ヲ
收メントスルモノニ非ズヤヲ訊シ大達内務大
臣ヨリ今日一般行政ハ戦局ノ推移ニ鑑ミ密接
ニ軍ト連繫シ作戰ニ即應セザレバ其ノ實績ヲ
收メ得ザルニ依リ茲ニ地方行政協議會長ト軍
司令官及鎮守府司令長官トノ緊密ナル連繫ノ
方途ヲ講ジタルモノニシテ戒嚴令ノ施行又ハ
巷間ニ所謂軍政ニ移行スルモノトシテ立案セ
ラレタルモノニ非ザル旨答辯アリ

大島委員ト説明員トノ間ニ若干ノ質疑應答アリ

リ
右終テ委員長ハ質問終了ト認め大臣及説明員
ノ退席ヲ求ム

(大臣及説明員退席)

其レヨリ委員間ニ於テ協議ノ結果本案ハ此ノ
儘可決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ以テ議決
ス

仍テ窪田審査委員長閉會ヲ宣ス

(午後二時四十分閉會)

戰時教育令外一件審査委員會

昭和二十年五月三日(木曜日)宮中東三ノ
間本院控室ニ於テ開會

出席者

平沼議長

審査委員長

清水副議長

審査委員

南顧問官